

(仮称) 室蘭市暴力団の排除の推進に関する条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で安心な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団の排除 市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及び地域活動団体等をいう。
- (5) 事業者 市内において商業、工業その他の事業活動を行う者及び市内に所在する土地又は建築物等を所有し、占有し、又は管理するものをいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であるという認識の下で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とし、市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係機関及び団体による相互の連携及び協力の下に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係機関及び団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に対する理解を深め、自主的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民及び事業者（以下「市民等」という。）は、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、市又は警察その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務事業における措置)

第6条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（以下「市の事務事業」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約その他の市の事務事業に関する契約に関連する契約の相手方から暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

3 市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当って暴力団員から不当要求行為を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員から不当要求行為を受けたことを知ったときは、市に報告するとともに、警察に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付けるものとする。

4 市は、市の事務事業に関する契約の相手方が、前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、市が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設に係る措置)

第7条 市長は、その設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の第1項に規定する公の施設をいう。）が、暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等に対する支援)

第8条 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、市民等が暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとする。

(利益供与の禁止)

第10条 市民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条例において同じ。）又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(委任適用)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この条例は、平成 年 月 日から施行する。